

# 佐賀県内に子育てサポート企業が増えています

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、男女ともに子育てしやすい職場環境を整備するための取組を行った企業として、株式会社 トスデリカ（鳥栖市）及び唐津土建工業 株式会社を「基準適合一般事業主」として認定しました。これで県内の認定企業は19社となります。

佐賀労働局内にて、認定通知書交付式を行いました。（平成31年3月18日）



左より坂田課長、中社長、菊池佐賀労働局長  
（株式会社トスデリカ）



左より岩本幹事、菊池佐賀労働局長  
（唐津土建工業株式会社）

各企業の取組内容は次のページへ！

## 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けるには？

企業が、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、策定した行動計画に掲げた目標の達成、男女労働者の育児休業取得実績、時間外労働平均月45時間未満（※新基準）など、一定基準に達した場合、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、次世代認定マーク「くるみん」を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。

※次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業については努力義務となっています。



認定マーク：くるみん



<問い合わせ先>

佐賀労働局雇用環境・均等室 TEL：0952-32-7218

## ○企業の取組内容○

株式会社 トスデリカ（鳥栖市）

代表者：中 文男

業種：食料品製造業

労働者数：221 名（うち女性 109 名）

主な特徴・取組内容

○仕事と子育ての両立支援のため、育児・介護休業法で義務とされている時間外労働の制限、深夜業の制限に加え、所定労働時間の短縮、所定外労働の免除または休日労働の免除についても小学校入学前までの子を持つ労働者からの希望があれば適用できる制度を設けている（※1）。

さらに、育児休業とこれらの制度を合算して取得年数が6年未満の場合は、小学校4年生の7月末日までの間で、通算して6年間取得できる。

○出産や子育てを機に退職した従業員について、原則として退職前と同じ水準で再雇用する制度を実施している。

○年次有給休暇取得促進のための取組として、誕生月に5日以上の日取得を推進している。

（平成31年1月～2月の実績：労働者8名が5日取得）

唐津土建工業 株式会社（唐津市）

代表者：岩本 真二

業種：総合建設業

労働者数：118 名（うち女性 17 名）

主な特徴・取組内容

○従業員が安心して妊娠・出産・育児休業の取得ができる職場環境を整備するため、以下の取組を行った。

①男女問わず、子育てをする部下が育児休業を取得しやすくなるような職場環境を構築するために管理職がすべき取組みなどについて企業で独自に資料を作成し管理職研修を行うとともに、各職場においても、改めて、各種制度についての説明を行った。

②出産・育児関連のスケジュール表を作成し、妊娠する可能性のある労働者に対し説明会を行った。その後、実際に妊娠した労働者に対して、それぞれに対応した具体的日付入りのスケジュールや給付金等の金額を試算した表を作成し、個別に説明した。

③育児休業期間中に業務を円滑に回すため、各部・各業務の業務一覧を作成し、業務ごとに順次手順書を作成するとともに、実際に育児休業取得者が出た際には、代替要員を確保した。



<問い合わせ先>

佐賀労働局雇用環境・均等室 TEL : 0952-32-7218